

令和7年度夏季服装(規定)について

5月1日～10月31日の期間を夏季服装期間とします。

以下の規定を確認の上、異装のないように注意してください。

I 夏季服装期間は、本校指定のブレザー・ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。パーカー、トレーナー等の着用や持ち込みは禁止とする。

II スカート・スラックスは本校指定の制服を着用し、登下校すること。

III ワイシャツは白色のみとし、色柄のシャツは禁止とする。

IV 白単色のポロシャツは着用可とする。(ティーシャツのみは不可)

V 他校のリボン・ネクタイは禁止とする。

VI 必要ならばベスト・カーディガン・セーターを着用してもよい。

ただし、黒、紺、ベージュ、茶、白、グレーの単色を推奨する。

その他の色についても単色で華美でないものに限る。

*5cm×5cm程度のワンポイント、首元・袖口・裾のラインは2本程度まで可とする。装飾のついた衣類は不可とする。

VII スカートの下にジャージ・スウェットの着用は禁止とする。

VIII サンダル・草履・下駄・ハイヒールなどの登下校は禁止とする。

式典や進路指導などの場面等、教員から指示があった場合は指摘された衣類を脱ぎ、服装を正すこと。異装が確認された場合や、本校指定の制服以外の衣類を持ってきたことが確認された場合は、服装指導の対象となります。繰り返し指導が必要となる場合は、特別指導の対象となります。